

調査趣旨

第3回気候変動枠組条約締約国会議において採択された京都議定書の発効（平成17年2月16日）を受け、温室効果ガスの削減目標の達成が急がれる中において、運輸部門におけるCO₂排出量の増加率は、事業分野の低燃費車、低公害車の開発・普及等の効果により抑制傾向を示しているものの、自家用自動車については、引き続き増加傾向（1990年からの10年間でも4割程度増加）にあり、緊急の対策が必要である。

特に自家用自動車交通のCO₂の排出量のうち、通勤や業務、買い物によるマイカー使用が全体の相当数を占めていることから、当面、企業のマイカー通勤を公共交通機関へ利用転換する取り組みを強力に推進することが急務である。

こうした背景から「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号、一部改正：平成17年法律93号）」において、企業等一般事業者の従業員の通勤における公共交通機関の利用推進等の努力義務が課せられている。（下記参照）

従って企業に勤める社員等への環境問題に対する啓発活動の拡大、企業にとって通勤交通マネジメントに取り組むための環境整備、地方公共団体、企業、住民、交通事業者等の広範な連携基盤を確立することが、地域環境改善には不可欠である。

本調査は、既に通勤交通マネジメント等の自主的な取り組みを行っている地域・企業の事例等を通じて、全国的に適用できる地域・企業における持続可能な通勤交通マネジメントのあり方について構築し、地球環境の改善を図ろうとするものである。

エネルギーの使用の合理化に関する法律

（昭和54年法律第49号、改正：平成17年法律第93号）～抜粋～

（事業者の努力）

第七十条 事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進その他の措置を適確に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。